測量業務監督要領

（趣旨）

第１　奈良県広域水道企業団の発注する測量業務の適正な履行を確保するため、地方自治法第234条の２第１項に規定する監督の実施に関する事務の取扱いについては、地方自治法施行令、奈良県広域水道企業団契約規程その他別に定めがあるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

（用語の意義）

第２　この要領において、次の各号に挙げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）本部業務

本部関係課において実施する測量業務

（２）事務所業務

事務所において実施する測量業務

（３）検査職員

測量・調査業務検査要領による。

（監督責任者）

第３　監督職員を指揮するため、監督責任者をおく。

２　監督責任者は、本部業務にあっては測量業務を実施する本部関係課長（以下、「課長」という。）、事務所にあっては事務所の長（以下、「所長」という。）とする。

３　本部関係課主幹（若しくは課長補佐）相当職及び事務所の次長（若しくは主幹）相当職にある者は、監督責任者を補佐する。ただし、これにより難い場合は、監督責任者が兼ねることができるものとする。

（監督職員）

第４　監督職員は、次の表の区分により総括監督員、主任監督員及び監督員をおく。

区分／職	総括監督員	主任監督員	監督員
担当課長相当職	○		
担当係長相当職		○	
担当者			○

２　本部業務等で上表の区分により難い場合は、別途定めることができる。

（監督業務及び分担）

第５　監督職員は、測量・調査業務等委託契約書、特記仕様書及び共通仕様書で定める事項の範囲内において監督業務を行うものとする。

２　前項の監督業務のうち重要なものについては総括監督員、軽易なものについては監督員、それ以外のものについては主任監督員が分担するものとし、特に監督責任者が指示したもののほか、おおむね次の各号に挙げる権限を有するものとする。

（１）関連する２以上の業務における工程等の調整　［総括監督員、主任監督員］

（２）受注者から提出された「業務計画書（工程表含む。）」及び報告書の審査及び業務の進捗管理　［総括監督員、主任監督員］

（３）業務内容の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由、その他必要と認める事項の監督責任者又は上席監督員に対する報告　［総括監督員、主任監督員、監督員］

（４）契約の履行についての受注者に対する必要な指示、承諾又は協議　［総括監督員、主任監督員、監督員］

（５）設計書、図面及び各仕様書に基づく業務実施のための打合せ記録簿の作成及び交付
［主任監督員、監督員］
（６）各共通仕様書に基づき受注者が作成した図書の審査及び承諾
［総括監督員、主任監督員］
（７）業務及び業務管理の立会並びに工程の管理　［主任監督員、監督員］
（８）検査職員の「完了検査」に先立つ成果品の確認、「部分引渡し検査」に先立つ部分引渡し成果品の確認、及び「部分払検査」に先立つ部分払成果品の確認
［総括監督員、主任監督員、監督員］

３　第２項第４号で規定する指示及び承諾は重要なもの軽易なものを問わず、原則として書面「打合せ記録簿」により行い、速やかに監督責任者又は上席監督員に報告するものとする。

（監督職員の任命）

第６　委託契約締結後、課長並びに所長は、直ちに測量業務を担当させる監督職員を、第４で定める区分に基づき、当該所属の技術職員のうちから任命するものとする。

２　任命は、「監督職員任命伺」（第１号様式）の決裁により行うものとする。ただし、成果物の全部の引渡しが完了した場合には、特別の手続を要することなく、その日をもって免ずることとする。

３　監督職員に任命された職員が、人事異動等により交換があった場合、第４で定める区分に基づき速やかに「監督職員任命伺（変更）」（第２号様式）により任命替えの措置を講じなければならない。ただし、病気等で職務を執行することが困難であると認められる場合にあっては、第４で定める区分にかかわらず、任命替えの措置を講じることができるものとする。

（監督職員の通知）

第７　課長並びに所長は、監督職員を任命したときは、その氏名等を「監督職員通知書」（第３号様式）により受注者に通知するものとする。監督職員を変更したときも同様とする。

（監督業務の委託）

第８　測量業務が特殊な場合であって、特に専門的な知識又は技能を必要とすること、その他の理由により職員による監督が困難であり、又は適当でないと認められるときは、第６第１項の規定にかかわらず事業管理課長の承認を得て、監督業務を職員以外の者（契約の相手方である受注者を除く。）に委託することができる。

（監督の技術的基準）

第９　監督職員が監督を行うにあたっては、「国土交通省公共測量作業規程」を準用するものとする。

（事故報告）

第10　監督職員は、測量業務において、事故が発生したときは、受注者に早急に「事故報告書」を提出させ、その内容を確認するとともに、速やかに監督責任者及び上席監督員に報告するものとする。

附則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。